

『群馬県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例』等の一部改正の（原案）の概要

近年の頻発化・激甚化する災害から、いのちと暮らしを守るために、都市計画法が改正されたことに伴い、「群馬県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」等の一部改正を行います。

1. 開発許可制度とは

(1) 開発許可制度とは

都市計画で市街化区域及び市街化調整区域等の区域区分を定め、一定規模以上の開発行為等に対し規制を行うことにより、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を図ることを目的としています。

(2) 群馬県内の開発許可権者【次の行政庁において各々開発許可基準や条例の制定を行っています】

<県> 群馬県	<中核市> 前橋市・高崎市	<施行時特例市> 伊勢崎市・太田市	<事務処理市> 桐生市・館林市・藤岡市
------------	------------------	----------------------	------------------------

2. 市街化調整区域の開発許可の厳格化

(1) 都市計画法の改正

近年の頻発化・激甚化する災害から、いのちと暮らしを守るため、市街化調整区域の開発許可の厳格化等を内容とする都市計画法が改正されました。【令和4年4月1日施行】

(2) 開発許可の厳格化

市街化調整区域内において、県条例で定める区域（以下「条例区域」）内では、許可基準を満たせば開発許可が可能です。

今回の都市計画法改正により、

① 条例区域から除外される区域（原則開発許可できない区域）として、浸水ハザードエリア等（※）が規定されました。

※想定最大浸水深3m以上の区域（地域防災計画に定められた避難場所への確実な避難が可能な区域等を除く）及び土砂災害警戒区域のことを示します。

② ①により条例区域から除外される区域であっても、安全上及び避難上の対策を講じたものにより、開発審査会の議を経て開発許可が可能です。

群馬県の対応

県条例・県条例
施行規則を改正

群馬県開発審査会
提案基準を改正

詳細は別添の原案を
御覧ください

(3) 県所管区域内の市街化調整区域を有する自治体

6町（玉村町・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町）

今回の改正で
対象となる町

イメージ図<浸水ハザードエリアにおける開発抑制>

